

介護予防ケアマネジメントサービスコード表（令和6年6月1日から）

令和6年6月訂正

A6通所型

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定		
種類	項目					単位数	単位		
A6	1割	1111	通所型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき	
		1112	通所型独自サービス1 日割		1,798単位	日割の場合 ÷ 30.4日	59単位	59	1日につき
		1121	通所型独自サービス1 2		事業対象者・要支援2		3,621	1月につき	
		1122	通所型独自サービス1 2 日割		3,621単位	日割の場合 ÷ 30.4日	119単位	119	1日につき
		C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
		C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
		C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき
		C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
		D211	通所型独自業務継続計画未算定減算11	業務継続計画未算定減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
		D212	通所型独自業務継続計画未算定減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
		D213	通所型独自業務継続計画未算定減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき
		D214	通所型独自業務継続計画未算定減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
		4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	又生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)		100単位加算	100	1月につき
		4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(Ⅱ)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
		5003	通所型独自サービス栄養改善加算	へ栄養改善加算			200単位加算	200	
		5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)		150単位加算	150	
		5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)		160単位加算	160	
		5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	
		5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき
		6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	リサービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	1月につき
		6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
		6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ 1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
		6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
		6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ 1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ 2	事業対象者・要支援2	48単位加算			48			
6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の92/1000加算				
6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の90/1000加算				
6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の80/1000加算				
6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の64/1000加算				
6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の81/1000加算			
6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の76/1000加算			
6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の79/1000加算			
6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4	(四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)			所定単位数の74/1000加算				
6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5	(五)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)			所定単位数の65/1000加算				
6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6	(六)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)			所定単位数の63/1000加算				
6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7	(七)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)			所定単位数の56/1000加算				

6388	通所型独自サービス処遇改善加算 V 8			(八) 介護職員処遇改善加算 (V) (8)	所定単位数の69/1000加算		1月につき
6389	通所型独自サービス処遇改善加算 V 9			(九) 介護職員処遇改善加算 (V) (9)	所定単位数の54/1000加算		
6390	通所型独自サービス処遇改善加算 V 10			(十) 介護職員処遇改善加算 (V) (10)	所定単位数の45/1000加算		
6391	通所型独自サービス処遇改善加算 V 11			(十一) 介護職員処遇改善加算 (V) (11)	所定単位数の53/1000加算		
6392	通所型独自サービス処遇改善加算 V 12			(十二) 介護職員処遇改善加算 (V) (12)	所定単位数の43/1000加算		
6393	通所型独自サービス処遇改善加算 V 13			(十三) 介護職員処遇改善加算 (V) (13)	所定単位数の44/1000加算		
6394	通所型独自サービス処遇改善加算 V 14			(十四) 介護職員処遇改善加算 (V) (14)	所定単位数の33/1000加算		
6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	カ介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)		所定単位数の12/1000加算		
6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)		所定単位数の10/1000加算		
6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)	イ1週当たりの標準的な回数を求める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	
6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算		
6116	通所型独自サービス栄養アシメント加算	ホ栄養アシメント加算			50単位加算	50	
6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ル口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) (6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき
6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) (6月に1回を限度)		5単位加算	5	
6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480	1月につき
6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ科学的介護連携体制加算			40単位加算	40	
8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算		1月につき
8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の5%加算		1日につき
8112	通所型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の5%加算		1回につき

定員超過の場合

項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位	算定単位		
A6	1割	8001	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
		59単位			41		1日につき	
		8011		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
		8012			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位	算定単位		
A6	1割	9001	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
		59単位			41		1日につき	
		9011		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
		9012			119単位		83	1日につき

	変更
	新規
	終了